

全ての業種が対象です

感染症の影響を受けた事業の継続・回復を支援 国の事業復活支援金



申請サポート窓口を開設しています

国では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受ける事業者を対象に、事業規模に応じた給付金を支給しています。

申請は、電子申請(オンライン)のみとなっていますが、自分自身で申請することが難しい人のための申請サポート窓口を設置しています。

■対象 市内で事業を営む中小・小規模事業者
※4月より個人事業者に加え、中小・小規模法人も対象とします

■期限 5月31日(火)[土・日曜日、祝日を除く]

■時間 午前9時30分～午後4時30分

■会場 なはんプラザ
※新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、同施設を休館としている場合でも申請サポート窓口は利用可能です

■相談料 無料

■予約方法

①国の事業復活支援金のホームページ(https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/)にアクセスし申請IDを取得②市内登録確認機関(上記ホームページで確認)で必要書類の事前確認を受ける③申請補助シートに必要事項を記入の上、花巻商工会議所(☎23-3381)もしくは本館商工労政課(☎41-3539)に予約

*申請補助シートは、花巻商工会議所や申請サポート窓口を設置しているほか、花巻商工会議所ホームページに掲載しています

予約前の手続きが難しい人は、花巻商工会議所にご相談ください



【問い合わせ】花巻商工会議所(☎23-3381)

国の事業復活支援金の概要

■対象

次の要件を全て満たす中堅・中小・小規模法人、個人事業者

▶新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合▶令和3年11月～令和4年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月～令和3年3月の間の任意の同じ月

■給付額

「基準期間(※)の売上高」から「対象月の売上高×5カ月」を差し引いた額

※基準期間…▶平成30年11月～平成31年3

(基準月)の売上高と比較して50%以上、または30%以上50%未満減少した場合

※新型コロナウイルス感染症対策として国や地方公共団体から受けた給付金や補助金などは、各月の事業収入から除く

月▶令和元年11月～令和2年3月▶令和2年11月～令和3年3月一のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

■上限額

売上高減少率	上限額			
	個人	法人年間売上高		
		1億円以下	1億円超5億円以下	5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

■申請期限

5月31日(火)まで

※登録確認機関による事前確認は5月26日(木)まで

■相談窓口

▶国の電話相談窓口…☎0120-789-140

▶国の申請サポート会場(完全予約制)…マリオス(盛岡市) 予約先電話☎0120-789-140



国民健康保険の異動手続きを忘れずに

健康保険の資格が変わったときは、14日以内に世帯主または同じ世帯の人が届け出なければなりません。忘れずに異動手続きをお願いします。

■国保に加入するとき

▽ほかの市区町村から転入してきたとき(国保以外の健康保険に加入していない場合)
▽職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき

▽子どもが生まれたとき
▽生活保護を受けなくなったとき

■国保をやめるとき

▽ほかの市区町村へ転出するとき
▽職場の健康保険などに加入したとき、または被扶養者になったとき
▽死亡したとき
▽生活保護を受けるようになったとき

国保への加入が遅れ、保険証がない間に医療機関を受診すると全額自己負担になる場合があります。国保税額は届け出をした月ではなく、加入資格が発生した月からの計算になります。職場の健康保険に加入した場合は、加入した日から国保の保険証を使用できなくなります(保険証の交付日ではありません)。職場の健康保険加入後に、国保の保険証で医療機関を受診してしまうと、国保が負担した医療費を返納していただく場合があります。詳しくは左記へお問い合わせください。

【問い合わせ】
▽本館国保医療課(☎41-3583)
▽各総合支所健康福祉係
大迫(☎41-3127)
石鳥谷(☎41-3447)
東和(☎41-6517)



国民年金保険料の納付に便利な制度があります

令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円です。納付にはさまざまな便利な制度があります。

■保険料の納め方

保険料は、納付書により金融機関、コンビニエンスストアなどで納めることができます。このほか、口座振替やインターネットバンキング、クレジットカードなどによる納付もできます。

■現金納付のお得な納め方

4月に郵送される1年前納用の納付書で一括して前納した場合、年間で3,530円の割引になります。6カ月前納用の納付書で前納した場合、6カ月で810円の割引になります。

※納付期限は5月2日(月)

このほか、2年前納や任意月分の前納ができます。2年前納、任意月分の前納を希望する場合は申出書の提出が必要です。詳しくは花巻年金事務所へお問い合わせください。

■学生納付特例申請

20歳以上の学生は前年の所得が一定以下であれば、学生納付特例制度が利用できます。この制度

は、承認を受けた月から10年以内であれば、保険料を後払い(追納)することができる仕組みです。申請には、基礎年金番号が分かるもの(年金手帳や納付書など)、学生証(コピー可)または在学証明書(原本)が必要です。

■免除などの申請期間

免除、納付猶予、学生納付特例の申請は、申請する時点から2年1カ月前までの期間をさかのぼって行えます。

1枚の申請書で申請できるのは、免除および納付猶予は7月～翌年6月、学生納付特例は4月～翌年3月の1年度分です。

複数年度の申請を希望する場合は、年度ごとの申請書の提出が必要です。

【問い合わせ】

▶花巻年金事務所(☎23-3351)
▶本館国保医療課(☎41-3585)
▶各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)